

## Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2018年3月1日号

新潟事務所 パートナー 周藤 賢一（公認会計士・税理士）

### 税務手続の電子化等の推進について～平成30年度税制改正～

#### 1 はじめに

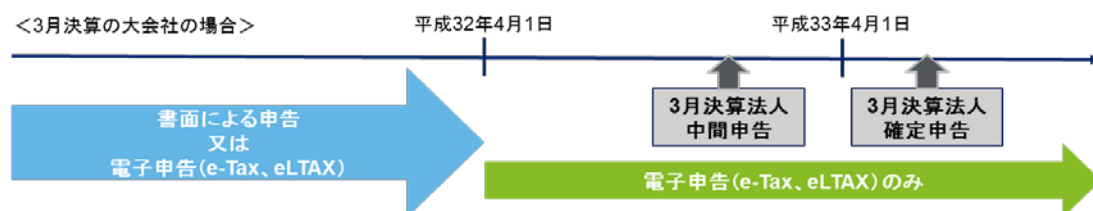
経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においてもICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要であるという観点から、平成30年度税制改正（以下「本改正」）では、税務手続の電子化等の推進が盛り込まれている。具体的には、大法人の法人税・消費税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設や年末調整手続の電子化等が行われる予定であり、本ニュースレターでは、税務手続の電子化等の推進に関する主な項目についてその概要を説明する。

なお、本ニュースレターは、「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定（以下「大綱」））、所得税法等の一部を改正する法律案（平成30年2月2日国会提出）及び地方税法等の一部を改正する法律案（平成30年2月6日国会提出）に基づいて作成している。最終的な改正内容については、関連法令公布を待って確認する必要がある点、ご了解いただきたい。

#### 2 大法人の法人税・消費税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

##### (1) 制度の概要

法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人である内国法人（以下「特定法人」）については、法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税及び消費税等の確定申告書、中間申告書、修正申告書及び消費税還付申告書の電子情報処理組織を使用する方法での申告（以下「電子申告（e-Tax・eLTAX）」）を義務化する。



##### (2) 対象法人

電子申告(e-Tax・eLTAX)が義務化される特定法人は、次のとおりである。

税目	特定法人
法人税及び地方法人税 法人住民税及び法人事業税	内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社（連結納税を適用している場合に連結親法人のうち特定法人に該当する法人とは、連結事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社をいう。）
消費税	上記に加え、国及び地方公共団体

### (3) 申告書の添付書類の提出方法

特定法人における申告書の添付書類の提出方法については、次のとおりである。

税目	提出方法
法人税及び地方法人税	電子申告(e-Tax・eLTAX)または光ディスク等の記録用の媒体を提出する方法
法人住民税及び法人事業税 消費税	電子申告(e-Tax・eLTAX)

### (4) 電子申告(e-Tax・eLTAX)を行うことが困難な場合の取扱い

特定法人が、電気回線の故障、災害その他の理由により電子申告(e-Tax・eLTAX)を行うことが困難であると認められる場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けて書面の納税申告書等により申告を行うことができる。

### (5) 電子申告(e-Tax・eLTAX)されない場合の取扱い

上記(4)以外の理由により電子申告(e-Tax・eLTAX)がなされない場合には、無申告又は不申告として取り扱うとされる。ただし、大綱によると、現在の運用上の取扱いを踏まえ、期限内に申告書の主要な部分が電子的に提出されていれば無申告加算税は課さない取扱いとされる見込みである。申告書の主要な部分以外の書類の電子提出の確保策については、施行後の電子的な提出状況等を踏まえ、そのあり方が検討される予定となっている。

### (6) 適用時期

適用時期は次のとおりである。

税目	適用時期
法人税及び地方法人税 法人住民税及び法人事業税	平成 32 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用
消費税	平成 32 年 4 月 1 日以後開始課税期間より適用

## 3 年末調整手続の電子化

### (1) 改正の概要

給与等の支払を受ける居住者は、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除(住宅借入金特別控除)に係る各種控除証明書等の給与支払者への書類による提出又は提示に代えて、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供できることとする。

### (2) 各種控除証明書等の電磁的方法による提供

各種控除証明書等の電磁的方法による提供の内容は次のとおりである。

控除項目	現行	改正案
生命保険料控除 地震保険料控除	年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除に係る控除証明書を給与支払者に書面により提出又は提示	控除証明書発行者の電子署名及び電子証明書が付された「控除証明書に記載すべき事項が記録された情報」を書面による提出又は提示に代えて電磁的方法により給与支払者へ提供できる
住宅ローン控除	住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書及び借入金の年末残高証明書を給与支払者に書面により提出	① 「住宅ローン控除申告書に記載すべき事項」を電磁的方法により給与支払者へ提供できる ② 発行者の電子署名及び電子証明書が付された「住宅ローン控除証明書又は借入金の年末残高証明書に記載すべき事項が記録された情報」を上記①と併せ電磁的方法により給与支払者へ提供できる

### (3) 適用時期

適用時期は次のとおりである。

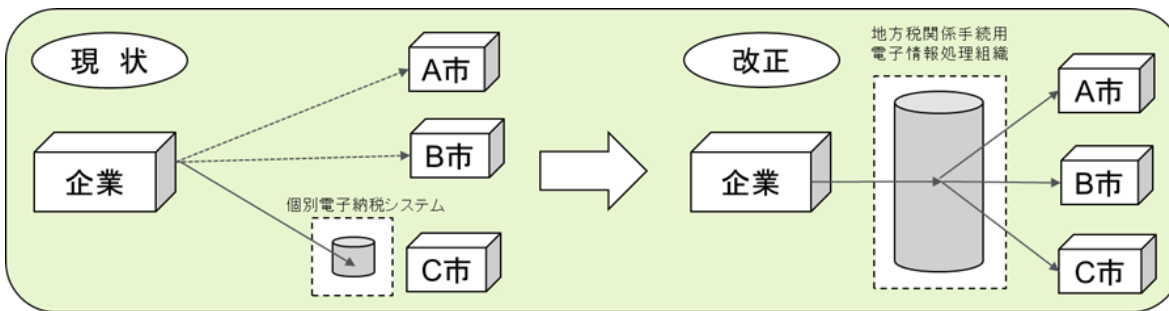
税目	適用時期
所得税	平成 32 年 10 月 1 日以後に提出する各種控除証明書等について適用
個人住民税	平成 33 年度分以後の個人住民税について適用

## 4 共通電子納税システム(共同収納)の導入

### (1) 制度の概要

複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、一定の地方税について、納税義務者等が地方税共同機構(eLTAXの運営主体、以下「機構」という。)が運営する地方税関係手続用電子情報処理組織を利用して納付又は納入を行う場合、その収納の事務については、機構及び特定金融機関等に行わせるものとし、これらの税は特定金融機関等から機構を経由して地方公共団体に払い込まれるものとする。

イメージ



出所:「第 12 回 税制調査会(2017 年 10 月 16 日) 地方税務手続の電子化等について」(内閣府)を基にデロイト トーマツ税理士法人が作成

### (2) 適用時期及び対象税目

当該制度は平成 31 年 10 月 1 日より適用される。なお、平成 31 年 10 月 1 日時点においては、次の税目を対象とし、実務上対応が可能となった段階で順次、税目の拡大を措置する。

対象	税目
個人	個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)
法人	法人住民税、法人事業税及び事業所税 (これらの税と併せて納付又は納入する税も含む。)

## 5 その他税務手続の電子化促進のための改正内容

大法人の法人税・消費税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設、年末調整手続の電子化及び共通電子納税システム(共同収納)の導入以外の税務手続の電子化促進のための主な改正内容は、次ページのとおりである。

### (1) 国税

項目	改正内容	適用時期
第三者作成書類の添付省略	次の制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類について、添付することに代えて保存していることをその適用の要件とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例</li> <li>収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例</li> <li>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例</li> <li>収用換地等の場合の所得の 5,000 万円特別控除など</li> </ul>	平成 30 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税の申告から適用

大法人以外の法人の申告書添付書類の光ディスク等による提出	申告書の電子情報処理組織による提出義務の対象法人でない法人の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができることとする。	平成32年4月1日から施行
連結子法人の個別帰属額等の届出に関する見直し	<p>連結子法人の個別帰属額等の届出について、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連結親法人が電子申告(e-Tax)により申告を行った場合において、その申告に係る連結子法人の個別帰属額等及び添付書類に記載すべきものとされている事項を電子申告(e-Tax)又は光ディスク等の記録用の媒体を提出する方法により提供したときは、連結子法人が個別帰属額等の届出及び添付書類を提出したものとみなす。</li> <li>個別帰属額等に異動があった場合の届出等について、修正申告書の提出により異動があった場合に限る(更正の場合の個別帰属額等の異動の届出を不要とする)。</li> </ul>	<p>平成32年4月1日以後に終了する連結事業年度に係る個別帰属額等を記載した書類について適用する</p> <p>平成32年4月1日以後の個別帰属額等の異動があった場合におけるその異動に係る書類について適用する</p>
連結子法人の一定の書類の提出不要	<p>次の書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書</li> <li>完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類</li> <li>連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類</li> </ul>	平成31年4月1日以後に生じた事実について適用
法人税等申告書の自署押印制度の廃止	法人税、地方法人税及び復興特別法人税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。	平成30年4月1日以後に終了する事業年度の確定申告書等で平成30年4月1日以後に提出するものについて適用
代表者の電子署名及び電子証明書送信の省略	電子情報処理組織により法人が行う申請等について、当該法人の代表者から委任を受けた者(当該法人の役員及び職員に限る。)の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を送信する場合には、当該代表者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。	関連政省令等の公表後に要確認

## (2) 地方税

項目	改正内容	適用時期
国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化	外形標準課税対象法人又は収入金額課税法人が法人税の確定申告書、中間申告書、修正申告書の提出を電子申告(e-Tax)で行い、かつ、これらの申告書に貸借対照表及び損益計算書の添付がある場合には、法人事業税の申告において、これらの書類の添付があったものとみなすこととする。	平成32年4月1日から施行
法人事業税等申告書の自署押印制度の廃止	法人事業税、地方法人特別税及び鉱産税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。	平成30年4月1日以後に終了する事業年度の確定申告書等で法人が平成30年4月1日以後に提出するものについて適用
代表者の電子署名及び電子証明書送信の省略	電子情報処理組織により法人が行う申請等について、当該法人の代表者から委任を受けた者(当該法人の役員及び職員に限る。)の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を送信する場合には、当該代表者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。	関連政省令等の公表後に要確認

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人 新潟事務所

所在地 〒951-8068 新潟県新潟市中央区上大川前通七番町 1230-7 ストックビル 鏡橋

Tel 025-368-8801

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

## **50**<sup>th</sup> Making another half century of **Impact** Deloitte Tohmatsu デロイト トーマツ 50周年 次の50年へ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士法人を含む) がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001